

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部改正について

令和6年2月6日
こども部学童保育課

1 改正の趣旨

国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）とみなすことができる研修修了予定者を定めるため、条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

支援員は、都道府県知事等が行う研修（放課後児童支援員認定資格研修（以下「研修」という。））を修了する必要がありますが、研修計画を定めた上で、支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者について、支援員とみなすことができる旨を定めるものです。

3 施行期日

公布日

4 今後のスケジュール

令和6年2月 市議会令和6年第1回定例会に議案提出

5 改正の効果、影響等

研修修了予定者を放課後児童支援員としてみなすことができることにより、すでに勤務している支援員に不測の事態が生じた場合に迅速な対応が可能となる他、研修を受けていない保育士等の有資格者を当初から支援員としての待遇で採用することが可能になり、より優秀な人材を確保することができ、事業の安定的な運営に繋がることが期待できます。

6 その他

(1) 放課後児童支援員

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始された際、放課後児童健全育成事業（学童保育）に従事する者の質の向上のため、新たに設けられた資格です。資格を取得するには、保育士や幼稚園・小学校等の教諭となる資格を有する者、高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業や放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者など一定の要件を満たし、かつ、放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要があります。

(2) 放課後児童支援員認定資格研修

「放課後児童支援員」になる者が修了しなければならないとされる研修です。国のガイドラインに従い、6項目全16科目（24時間）のカリキュラムが組まれています。なお、すでに取得している資格（保育士、社会福祉士、教諭）に応じて、研修科目の一部が免除されます。

(3) 職員の配置基準

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例において、支援の単位（保育室）ごとに2人以上とするとされています。

ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができるとされており、最低でも1つの保育室に1人の支援員を配置する必要があります。